

平成九年法律第二百九号

財政構造改革の推進に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条～第六条）
各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間における主要な経費の量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等

第二章 総則（第七条～第十二条）
社会保障（第七条～第十二条）

第三章 総則（第十三条～第十五条）
公共投資（第十三条～第十五条）

第四章 総則（第十六条～第十八条）
文教（第十六条～第十八条）

第五章 総則（第十九条～第二十条）
防衛（第十九条～第二十条）

第六章 総則（第二十一条～第二十二条）
政府開発援助（第二十一条～第二十二条）

第七章 総則（第二十三条～第二十四条）
農林水産（第二十三条～第二十四条）

第八章 総則（第二十五条～第二十七条）
科学技術（第二十五条～第二十七条）

第九章 総則（第二十八条～第二十九条）
中小企業対策（第三十条～第三十一条）

第十章 総則（第三十二条）
人件費（第三十二条）

第十一章 総則（第三十三条）
その他の事項に係る経費（第三十三条）

第十二章 総則（第三十四条～第三十八条）
補助金等の見直し（第三十四条～第三十八条）

第三章 地方財政の健全化（第三十九条～第四十一条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政構造改革の推進に関する国の責務、財政構造改革の当面の目標及び国の財政運営の当面の方針を定めるとともに、各歳出分野における改革の基本方針、集中改革期間（平成十年度から平成十二年度までの期間をいう。以下同じ。）における国的一般会計の主要な経費に係る量的縮減目標及び政府が講ずべき制度改革等並びに地方財政の健全化に必要な事項を定めることを目的とする。

（財政構造改革の趣旨）

第二条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心で豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

（財政構造改革の推進に関する國の責務）

第三条 国は、前条の趣旨にのっとり、財政構造改革を推進する責務を有する。

（財政構造改革の当面の目標）

第四条 財政構造改革の当面の目標は、次のとおりとする。

一 平成十七年度までに、一会计年度の国及び地方公共団体の財政赤字額（国際連合の定めた基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系（以下「国民経済計算の体系」という。）における中央政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額を合算した額であつて、零未満のものをいう。以下同じ。）を零から差し引いた額を当該会計年度の国内総生産（国民経済計算の体系における国内総生産をいう。以下同じ。）の額で除して得られる数値（次条において「財政赤字の対国内総生産比」という。）を百分の三以下とすること。

二 平成十年度から平成十六年度までの間の各年度に国的一般会計において特例公債（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行される公債以外の公債（財政赤字の対国内総生産比」という。）を百分の三以下とすること。

債であつて、一会计年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、特別の法律に基づき発行されるものをいう。以下同じ。）を発行する場合には、著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞（国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう。）が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるときを除きその発行額の縮減を図りつつ、一般会計の歳出（同法第二十九条で定める補正予算（以下単に「補正予算」という。）が作成された場合における一般会計の歳出を含む。）は、平成十七年度までに特例公債に係る収入以外の歳入をもつてその財源とするものとし、あわせて同年度の予算における公債依存度（一般会計の歳入（補正予算が作成された場合における一般会計の歳入を含む。）の額における公債金収入の額（同法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債に係る収入の額及び特例公債に係る収入の額を合算した額をいう。）の占める割合をいう。以下同じ。）を平成九年度の予算における公債依存度に比して引き下げるこ。

（財政赤字の対国内総生産比の公表）

第五条 平成十年度から平成十七年度までの間ににおける各年度の予算及び当該各年度の地方団体（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第二条第二号に規定する地方団体をいう。第四十一条において同じ。）の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画（同法第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。第四十一条において同じ。）の国会への提出後、遅滞なく、総務大臣及び財務大臣は、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比の見込みの数値を計算して、公表するものとする。

2 総務大臣及び財務大臣は、前項に規定する各年度における国民経済計算の体系における中央政府の貯蓄投資差額及び地方政府の貯蓄投資差額が公表された場合においては、遅滞なく、当該各年度における財政赤字の対国内総生産比を計算して、公表するものとする。

（国の財政運営の当面の方針）

第六条 国は、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額（一般会計の歳出の額から国債費（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十二条第一項の規定その他政令で定める規定による一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金をいう。）の額、同法第二十四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。以下同じ。）を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。

一 行政の各分野において国及び地方公共団体と民間が分担すべき役割を見直すこと。

二 行政の各分野において国と地方公共団体が分担すべき役割を見直すこと。

三 国及び地方公共団体の施策により国民の受けける利益の水準とそれに要する費用を支弁するための国民の負担の水準との間の衡平を図ること。

四 活力ある経済社会を創出すること。

五 財政資金を効率的に配分すること。

一 国民負担率（一会计年度において国の収入となる租税及び印紙収入の額並びに地方公共団体の収入となる租税の額を合算した額、当該会計年度における国民経済計算の体系における社会保障負担の額及び一般政府の無基金雇用者福祉帰属負担の額を合算した額並びに当該会計年度における国及び地方公共団体の財政赤字額を零から差し引いた額を合算した額を国民経済計算の体系における国民所得の額で除して得られる数値をいう。）を百分の五十を上回らないよう

に抑制すること。

二 政府は、平成十年度の当初予算（補正予算及び財政法第三十条で定める暫定予算以外の予算をいう。以下同じ。）を作成するに当たり、一般歳出の額が平成九年度の当初予算における一般歳出の額を下回るようとするものとする。

目標及び政府が講ずべき制度改革等

第一節 社会保障

(社会保障関係費に係る改革の基本方針)

政府は、社会保障制度の構造改革を進め、将来にわたり安定的に運営することが可能な社

会保障制度の構築を図るために、社会保障制度の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることにより、人口構造の高齢化等に伴う社会保障関係費の増加額をできる限り抑制するものとする。

2 前項に規定する社会保障関係費とは、生活保護、社会福祉、社会保険、保健衛生対策及び失業対策に一般会計予算に計上される経費をいう。
(社会保障関係費の量的縮減目標)

第八条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、次条から第十二条までに定める措置を講ずること等により、社会保障関係費の額を次のとおり抑制するものとする。

一 平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額は、平成九年度の当初予算における社会保障関係費の額に三千億円を加算した額を下回ること。

二 平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の額の平成十年度の当初予算における社会保障関係費の額に対する増加額は、できる限り抑制した額とすること。

三 平成十二年度の当初予算における社会保障関係費の額は、平成十一年度の当初予算における社会保障関係費の額におおむね百分の百二を乗じた額を上回らないこと。

前項の場合において、社会保障関係費の範団は、集中改革期間の各年度の当初予算で定める。ただし、平成九年度の当初予算における社会保障関係費の範団は、平成十年度の当初予算で定め

(医療保険制度改訂に関する検討)

第九条 政府は、医療保険制度の安定的運営を図るため、平成十二年度までのできるだけ早い時期に、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十一号）

その他の法律に基づく医療保険制度等について抜本的な改革を行うための検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。政府は、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、平成十二年度までに、一定額以上の収入等を有する高齢者に対する老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定に基づく医療給付等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(年金制度改訂に関する検討)

第十条 政府は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）及び共済各法（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。）（以下「厚生年金保険法等」という。）に基づく年金たる給付に係る保険料等についての将来の世代における負担の抑制を図るため、集中改革期間中ににおいて最初に行われる財政再計算（厚生年金保険法第八十二条第四項に規定する再計算等厚生年金保険法等の規定に基づく保険料率等の再計算をいう。第三項において同じ。）に当たり、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 主として高齢者が長期にわたり療養を行う療養施設その他の施設に入所している者に対する年金たる給付の在り方

二 年金の改定の方法

三 事業所に使用される六十五歳以上の者に対する年金たる給付の在り方

四 年金たる給付を受ける権利を有する者（次項において「受給権者」という。）となる年齢

五年たる給付の水準

六 その他将来の世代の負担の抑制を図るための措置（次項に規定する措置を除く。）

2 政府は、平成十二年度までに、給付と負担の適切な関係を維持することが年金制度の円滑な運営に必要であることに配慮しつつ、高齢者の置かれた経済状況を踏まえ、一定額以上の収入等を

有する受給権者に対する厚生年金保険法等による年金たる給付の額の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

政府は、集中改革期間中において最初に行われる財政再計算に当たり、世代間及び世代内の負担の公平の観点から、次に掲げる事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 厚生年金保険法及び国民年金法に基づく保険料率等に関する財政再計算に当たり、厚生年金保険法第八十二条第六項及び国民年金法第八十七条第五項により段階的に行うこととされている保険料率等の引上げの在り方

二 厚生年金保険法等に基づく年金たる給付に係る保険料及び掛金の賦課の対象となる報酬の範囲

(年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担の抑制)

第十二条 政府は、厚生年金保険法等に基づく年金事業その他の社会保険事業の事務の執行に要する費用について、第七条の趣旨を踏まえその在り方について検討を加えるとともに、第八条第一項に掲げる量的縮減目標及び第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、平成十年度から平成十五年度までの間、厚生年金保険法及び国民年金法に基づく年金事業の事務並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百一十八号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく短期給付及び長期給付に係る組合の事務の執行に要する費用（以下この条において「年金事業等の事務費」という。）の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てるものとし、これにより、年金事業等の事務費に係る国及び地方公共団体の負担を抑制するものとする。

(雇用保険制度の見直し)

第十三条 政府は、平成十年度当初予算の成立の日までのできるだけ早い時期に、雇用保険法（昭和四九年法律第百十六号）第三十七条の二に規定する高年齢求職者給付金の在り方について廃止を含めて見直しを行うとともに、同法に基づく失業等給付に係る国庫負担の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(第二節 公共投資)

(公共事業予算に係る改革の基本方針)

第十四条 政府は、平成十年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が平成九年度の当初予算における公共投資関係費の額に百分の九十三を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、公共投資関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における公共投資関係費の額を下回るようにするものとする。

3 前二項に規定する公共投資関係費とは、国、地方公共団体等が実施する社会資本としての道路、河川その他の公共の用に供する施設を整備する事業その他の公共的な建設又は復旧の事業（国民生活の安定に寄与するための住宅の建設又は確保に関する事業を含む。）及び官公庁施設の建設等の事業（財政法第四条第一項ただし書に規定する公共事業費に該当するものに限る。）に關し一般会計予算に計上される経費をいう。

4 第八条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合における公共投資関係費の範囲について準用する。

(公共事業に関する計画における事業の量の実質的縮減)

第十五条 政府は、公共事業に関する計画（公共事業に関し事業の実施の目標及び量を定める全国に及ぶ計画であつて、法律の規定に基づき策定されるもの又は政府が定めるものをいう。以下同様に規定する。）のうちこの法律の施行の際現に存する平成八年度以前の年度を始期とするもの（住宅建設

(主要食糧関係費の量的縮減目標)

第二十四条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、主要食糧関係費の額が当該各年度の前年度の当初予算における主要食糧関係費の額を上回らないようにするものとする。

2 前項に規定する主要食糧関係費とは、主要食糧の計画的な流通を確保するための措置、政府による主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置並びに主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

3 第八条第二項の規定は、第一項の場合における主要食糧関係費の範囲について準用する。

第七節 科学技術

(科学技術振興費に係る改革の基本方針等)

第二十五条 政府は、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）第十二条第一項に規定する科学技術・イノベーション基本計画の実施に当たり、原子力、宇宙開発及び防衛に係る研究に関する経費等を極力抑制するとともに、同計画について、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえた弾力的な取扱いを行うものとする。

2 政府は、科学技術振興費について、当該経費に係る研究開発の適切な評価を行い、その結果を予算の配分へ反映させること等により重点化及び効率化を進めるとともに、集中改革期間中においては科学技術振興費以外の経費との均衡に配慮するものとする。

3 前項に規定する科学技術振興費とは、国の試験研究機関、大学、民間等において行われる研究開発に関し、主として科学技術の振興を図るために必要なものとして一般会計予算に計上される経費をいう。

(科学技術振興費の量的縮減目標)

第二十六条 政府は、平成十一年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額が平成九年度の当初予算における科学技術振興費の額におおむね百分の百五を乗じた額を上回らないようにするものとする。

2 政府は、平成十一年度及び平成十二年度の当初予算を作成するに当たり、科学技術振興費の額の当該各年度の前年度の当初予算における科学技術振興費の額に対する増加額をできる限り抑制するものとする。

3 第八条第二項の規定は、前二項の場合における科学技術振興費の範囲について準用する。

(研究開発機関等の統合又は廃止に関する計画の作成)

第二十七条 政府は、集中改革期間中に、国の試験研究機関、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（以下「特殊法人」という。）等であつて研究開発を目的とするもの及び特殊法人等に属する研究所等の統合又は廃止に関する計画を作成するものとする。

(エネルギー対策に係る改革の基本方針)

第二十八条 政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、エネルギー対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算におけるエネルギー対策費の額を上回らないようするものとする。

2 前項に規定するエネルギー対策費とは、エネルギーの長期的かつ安定的な供給を確保する等のため、原子力及びエネルギー技術の研究開発の促進並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策等に関する一般会計予算に計上される経費をいう。

3 第八条第二項の規定は、第一項の場合におけるエネルギー対策費の範囲について準用する。

(エネルギー対策費の量的縮減目標)

第二十九条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、エネルギー対策費の額を上回らないようするものとする。

2 前項に規定するエネルギー対策費とは、エネルギーの長期的かつ安定的な供給を確保する等のため、中小企業対策費に係る改革の基本方針）

第三十条 政府は、中小企業対策費について、中小企業者等の活力及び地方公共団体の役割を尊重する観点から、すべての歳出を見直すものとする。

2 前項に規定する中小企業対策費とは、中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る施策に関し一般会計予算に計上される経費をいう。

(中小企業対策費の量的縮減目標)

第三十一条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、中小企業対策費の額が当該各年度の前年度の当初予算における中小企業対策費の額を上回らないようするものとする。

2 第八条第二項の規定は、前項の場合における中小企業対策費の範囲について準用する。

第十節 人件費

(人件費の抑制)

第三十二条 政府は、集中改革期間中においては、適切な措置を講ずることにより、人件費（国家公務員以外の者に係る人件費に対する国の補助及び負担に要する費用を含む。）の総額を極力抑制するものとする。

2 第八条第二項の規定は、前項の場合における中小企業対策費の範囲について準用する。

第十一節 その他の事項に係る経費

(その他の事項に係る経費の抑制)

第三十三条 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、当該各年度の一般歳出のうち第七条、第十四条、第十七条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十九条、第三十条及び前条に規定する経費以外の経費（以下この条において「その他の事項に係る経費」という。）の総額が、当該各年度の前年度の当初予算におけるその他の事項に係る経費の総額を極力上回らないよう、抑制するものとする。

第十二節 補助金等の見直し

(補助金等の見直し)

第三十四条 国は、経済社会情勢の変化、行政の各分野における国及び地方公共団体と民間との役割分担の在り方並びに行政の各分野における国と地方公共団体との役割分担の在り方を踏まえ、すべての分野において、国の補助金、負担金、交付金（国以外の者が実施する特定の事業等に要する費用の財源の配付を目的として国が交付する給付金をいう。）、補給金（国以外の者が事業等を実施するための経費について不足を生ずる場合にその不足を補うために国が交付する給付金をいう。）、委託費（国の事業等を国以外の者に委託する場合に国が交付する給付金をいう。）その他相当の反対給付を受けないで国が交付する給付金であつて政令で定めるもの（以下「補助金等」という。）に関する見直しを行うものとする。

(地方公共団体に対して交付される補助金等の削減等)

第三十五条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等（次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。次項において同じ。）については、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又是当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

一 國の安全の確保及び対外関係の処理等に係る國の責務に関するもの

二 災害救助又は災害復旧に係るもの

三 法律に基づく財産の使用又は処分の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの

四 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととしているものその他政令で定めるもの

五 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、その他補助金等（一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体に対して交付されるもののうち、制度等見直し対象補助金等以外のものをいう。以下この条において同じ。）の額の各省各庁（財政法第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算におけるその他補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に十分の九を乗じた額を上回らないようするものとする。

3 第八条第二項の規定は、前項の場合におけるその他補助金等の範囲について準用する。

(特殊法人等に対して交付される補助金等の削減等)

第三十六条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて特殊法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人(次条において「特殊法人等」という。)に対して交付されるものについて、交付の対象となる事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

(地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付される補助金等の削減等)

第三十七条 政府は、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、次に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、交付の対象となる事業等に係る制度若しくは施策の見直し又は当該事業等の見直しを行うことにより、当該補助金等の削減又は合理化を図るものとする。

一 国の安全の確保及び対外関係の処理等に係る國の責務に関するもの

二 法律に基づく財産の使用又は处分の制限に伴う当該財産の所有者の経済的な負担の増加を緩和させるもので、国が負担するもの

三 この法律の規定に基づき、集中改革期間中に当該補助金等の給付の根拠となる制度の改革に関する検討又は制度の見直しを行うこととしているものその他政令で定めるもの

2 政府は、集中改革期間における各年度の当初予算を作成するに当たり、一般会計予算に計上される補助金等であつて地方公共団体及び特殊法人等以外の者に対して交付されるもののうち、前項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額が当該各年度の前年度の当初予算における同項に規定するもの以外のものに該当する補助金等の額の各省各庁の所管ごとの合算額に十分の九を乗じた額を上回らないようにするものとする。

3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の補助金等の範囲について準用する。
(補助金等の交付の決定に関し各省各庁の長が講ずべき措置)

第三十八条 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)は、補助金等の交付の決定に関し次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等に係る交付を決定する場合におけるその決定額等の下限を定めること。

二 補助金等の交付の目的等に応じ、当該補助金等の交付の決定の概要等を公表することとし、公表に係る具体的方法等について定めるとともに、補助金等における予算の執行に係る手続の簡素化又は合理化に努めること。

第三章 地方財政の健全化

(財政構造改革の推進に関する地方公共団体の責務)

第三十九条 地方公共団体は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、国の財政構造改革の推進に関する施策に呼応し、及び並行して、財政構造改革に努め、その財政の自主的かつ自立的な健全化を図るものとする。

第四十条 政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方政府に対し、適切に行政上及び財政上の措置を講ずるものとする。
(地方一般歳出の額の抑制等のための措置)

第四十一条 政府は、第四条第一号に掲げる財政構造改革の当面の目標の達成に資するため、地方一般歳出の額(地方財政計画に記載された地方団体の歳出総額の見込額から当該見込額のうち地方債の利子及び元金償還金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。次項において同じ。)が抑制されたものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、平成十年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額が、平成九年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する地方財政計画における地方一般歳出の額を下回るよう、必要な措置を講ずるものとする。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

抄

<p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成一〇年六月五日法律第九四号) 附 則 (平成一〇年六月五日法律第九四号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日 二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日</p> <p>附 則 (平成一二年三月三一日法律第一六号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第八条及び第十条(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四条及び第一五十五条の改正規定に限る。)並びに附則第二条から第七条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条から第二十一条まで及び第二十九条の規定は平成十四年三月三十一日から、第四条、第六条、第九条及び第十条(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八条及び附則第二十三条の改正規定に限る。)並びに附則第八条、第九条、第十三条、第十六条及び第二十二条から第二十七条までの規定は同年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。 附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。 (その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一九年三月三一日法律第一三号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。 (その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一四年六月二七日法律第四七号) 抄</p> <p>(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
--

一 第七条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）、第五条、第六条、第十四条第一項、第三十四条及び第八十七条の規定
（その他の経過措置の政令への委任）
（施行期日）
（この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。）

附 則 **（令和二年六月二十四日法律第六三号）抄**

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。